VI Q&A

1. 申請期間と送付方法について

Q 1. 申請期間と申請書の提出方法は?

A 1. 申請期間 2022 年 7 月 20 日 (水) ~ 同 8 月 2 日 (火) (当日消印有効)

作成した書面を下記の送付先に書留郵便等で送付してください。

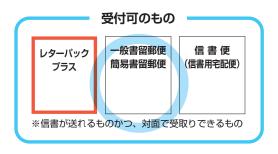
CD-ROM などデータでの申請は受付けません。

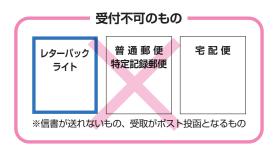
<送付先及び問合せ先>

〒 160-0004 東京都新宿区四谷 3-2-5

(公社) 全日本トラック協会 引越事業者優良認定制度 申請受付 係

電話: 03-3354-1038





- ※ 来訪での受付は行いません。
- ※ 各都道府県トラック協会では受付けません。 問合せは、全日本トラック協会に直接お願いします。
- ※ 提出された書類は理由の如何を問わず返却できません。また、提出後に確認のため問合せ をする場合がありますので、必ずコピーし、認定が発表されるまで保管してください。

2. 申請資格について

Q 2. 申請には事業許可などが必要ですか?

- A 2. 申請には下記のいずれかが必要です。
 - ① 一般貨物自動車運送事業の許可
 - ② 第一種貨物利用運送事業の登録
 - ③ 第二種貨物利用運送事業の許可

Q3. 弊社は倉庫業の許可しかありませんが、申請できますか?

A 3. 申請できません。申請には上記のA 2 の許可又は登録が必要です。

Q 4. 上記の A2 の他に、申請に必要な資格などはありますか?

- A 4. ① 各事業所に全日本トラック協会が主催する引越管理者講習を受けた者(修了者)を配置すること。(受講年度が2019年度以降の者に限る。引越管理者講習修了証の次回受講時期が2022年度以降と記載される者となります。)
 - ② 各事業所が安全性優良事業所 (Gマーク) に認定されていること。
 - ※一部の事業者がGマーク未取得の場合、別に定める審査を行う特例があります。 特例の申請方法については、 $31 \sim 37$ ページをご参照ください。

※本年度Gマークを申請した場合、特例を使用して申請することを認めますが、全ての事業 所でGマークが不認定の場合は、引越安心マークも認定されませんのでご注意ください。

- Q 5. 事業者が集まり共通の引越サービス名称を使用しているグループの場合、グループ内の個々の事業者はどのような申請が必要ですか?
- A 5. グループ内事業者が個別に申請をする必要はありません。申請は、本部事業者が全てのグループ内事業者の事業所も含めて書類を取りまとめて申請します。グループ内事業者は、第4号様式を作成して、本部事業者に提出してください。
- Q 6. 事業者が集まり共通の引越サービス名称を使用して引越を行っていますが、共通の引越サービス名称とは別に、自社の名前のみでも引越安心マークを使用したい場合はどうすればいいですか?
- A 6. 当制度は引越サービス名称の単位で認定します。グループに所属する事業者が自社名の引越 サービス名称で引越安心マークを使用する場合、自社名でも申請を行う必要があります。認 定された場合は、自社名で引越安心マークが使用できます。認定されていない自社名の引越 サービス名称で引越安心マークを使用すると、不正利用になりますのでご注意ください。
- Q 7. 本社が引越に関わっておらず事業所のみが引越業務を行っている場合でも、本社による申請が必要ですか?
- A7. 本社からの申請が必要です。
- Q8. お客様窓口は本社に設置しなくてはいけませんか?
- A 8. お客様窓口(引越事業者全体又はグループのお客様からの相談・苦情を受付て対応を行う窓口) とその責任者は、本社(本部等)に設置されていなくても構いません。
- Q 9. 認定された後、更新申請を行わず認定の有効期限(3 年間)が満了となってしまいました。 また申請することは可能ですか?
- A 9. 新規として申請することが可能です。
- Q 10. 第1号様式に記入する事業者番号と、見積書に記載する事業許可番号は何が違うのですか?
- A 10. 第1号様式に記入する事業者番号は09で始まる12桁の数字で、国土交通省の番号です。本申請では、この事業者番号が必要です。Gマークを申請する際に必要な番号になりますのでご確認ください。また、事業者番号が分からない場合は、各都道府県トラック協会(地方実施機関)にお問い合わせください。

見積書に記入する事業許可番号は、一般貨物自動車運送事業の許可を得る際、許可証に記載されている文書番号です。

運輸局、運輸支局などの受付部署の略と番号で構成されている場合が多く、例えば関東の場合、 『関自貨第○○号』などとなっています。(構成は届出の局、支局、届出年度などによって異なります。)約款により事業許可番号は見積書への記載が必要なため、必ず確認してください。 わからない場合は、運輸支局にお問い合わせください。

3. 申請する事業所について

Q 11. 申請が必要な事業所とは?

- A 11. 下記のように、引越に関わる業務を行っているすべての事業所の申請が必要です。
 - ① 引越の作業や実運送を行っている

- ② 引越の営業(見積り)や依頼の受け付け(電話受付のみの場合も)を行っている
- ③ 引越の問い合わせや相談受付などお客様対応を行っている

また、引越グループの場合も、グループ内で上記の業務を行っている事業者は、申請が必要です。申請は引越グループの本部などがとりまとめて行います。(Q5を参照してください。)

- Q 12. A11 にある事業所のうち、申請資格を満たしていない事業所があります。これを除外して申請することはできますか?
- A 12. 引越に関わるすべての事業所の申請が必要なため、除外して申請することはできません。
- Q 13. A11 の引越業務を行っていない事業所も申請対象となりますか?
- A 13. A11 に該当しない事業所は、申請対象外です。
- Q 14. 事務所移転の引越のみを行っている事業所も申請対象に含まれますか?
- A 14. 当制度は一般消費者に対し安心・安全を提供するための制度ですので、標準引越運送約款によらない移転(事務所移転等)のみを行っている事業所は申請対象とはなりません。
- Q 15. 弊社は利用運送のみを行っており、作業は他社に委託しておりますが、消費者対応は弊社窓口のみで行っております。このような場合、申請事業所としては弊社のみで構いませんか?
- A 15. 利用運送の場合は申請パターン3(引越グループ)に該当しますので、委託先の事業者も含めて申請書類の提出をお願いします。申請パターン3の要件を満たせない場合には申請できません。(申請パターン3については4ページをご参照ください。)

4. 引越管理者講習修了者の各事業所への配置について

- Q 16. 引越管理者修了者の講習修了番号と次回受講時期はどこで確認できますか?
- A 16. 引越管理者講習終了時に配布される修了証(上が黄色い帯の修了証)の表の面を確認してください。

講習修了番号は右上に記載されています。

次回受講時期は左下に記載されています。

例) 2019 年度に講習を受講している場合「2022 年度」と記載されています。



引越管理者講習修了者 2022 年度申請対象者

新規申請

講習受講年月	次回受講時期		
2022年4月~2022年11月	2025 年度		
2021年4月~2022年3月	2024 年度		
2020年4月~2021年3月	2023 年度		
2019年4月~2020年3月	2022 年度		

更新申請

講習受講年月	次回受講時期		
2022年4月~2023年3月	2025 年度		
2021年4月~2022年3月	2024 年度		
2020年4月~2021年3月	2023 年度		
2019年4月~2020年3月	2022 年度		

Q 17. 引越基本講習修了者のみの配置でも申請が可能ですか?

- A 17. 申請できません。申請の対象者は引越管理者講習修了者です。
- Q 18. 引越管理者講習修了者は、1 事業所に何人の申請が必要ですか?
- A 18. 1事業所に1人以上の申請が必要です。1事業所に複数名を申請することもできます。
- Q 19. 1人の引越管理者講習修了者が複数の事業所を兼任している場合、同じ人を複数の事業所の 引越管理者講習修了者として申請することはできますか?
- A 19. 1人の引越管理者講習修了者が複数の事業所をまたいで申請することはできません。1人の引越管理者講習修了者が申請できるのは1事業所のみです。
- Q 20. 2018 年度に引越管理者講習を受講しましたが、修了者として申請できますか?
- A 20. 申請できません。本年度の対象者は 2019 年度以降(2019 年 4 月以降) に引越管理者講習を 受講した方です。

認定条件として引越管理者講習は3年度毎に受講することになっています。今年度新たに引越管理者講習を受講してください。なお、再度、引越基本講習を受講する必要はありません。対象となる修了者はQ16をご参照ください。

- Q 21. 更新申請で、現在お客様対応責任者が引越管理者講習修了者の代行を行っている場合はどう すればいいですか?
- A 21. できるだけ速やかに配置しご報告ください。なお、2023年3月31日までに正式な引越管理 者講習修了者をご報告いただけない場合は、取消しの対象となりますのでご注意ください。

5. お客様窓口及びお客様対応責任者について

Q 22. お客様窓口を複数か所設置してもよいですか?

A 22. 当制度では、引越事業者、グループで代表するお客様窓口を設置することを求めます。相談・ 苦情を統括する機関として一箇所、第 2 号様式でお客様窓口として電話番号を記入した窓口 (お客様対応責任者が在籍している窓口)を申請してください。

※添付資料3-5(体制図)に記入してください。25~26ページをご参照ください。

Q 23. お客様対応責任者は社長でもよいですか?

A 23. 社長でもかまいません。申請者が「引越サービス名称」で行う引越の苦情や相談について責任を持って対応できる方を登録してください。また、引越優良事業者に認定された際、この「お客様対応責任者」は全日本トラック協会との窓口となります。

≪認定におけるお客様対応責任者の主な役割≫

・引越事業者又はグループ内の苦情、相談のとりまとめ対応窓口

- ・苦情・相談等の引越事業者又はグループ内での情報集約
- ・全日本トラック協会に苦情等があった場合の対応窓口
- ・全日本トラック協会からの連絡及びメールマガジンの受信、社内への情報発信 ※認定期間中、1年に1度お客様対応責任者研修会議への出席が必要です。

なお、全日本トラック協会ホームページにお客様対応窓口の電話番号を掲載します。

6. その他

- Q 24. 弊社の事業所は○○県のみにあり、基本的には県内の引越を行っています。しかし、まれに 着地が他県となる引越があるため、作業等を他社に委託することがあります。弊社が認定事 業者となった場合、委託先の事業者が引越安心マークに認定されていなくても、現状通り作 業を委託して問題ないでしょうか?
- A 24. 継続的に委託しているのでなければ問題ありません。 ただし、運送上の責任は貴社が負わなくてはなりません。
- Q 25. 引越グループの中でのGマーク取得率等の基準はありますか?
- A 25. 当制度は取得率を申請の基準にしていません。既に安全性優良事業所(Gマーク)に認定されている事業所(2022年度申請中の事業所でも可。)が 1 事業所以上ある事業者に限り申請できます。($Gマークを取得していない事業所は別に定める審査が必要です。詳しくは <math>31 \sim 37$ ページをご参照ください。)
- Q 26. 引越優良事業者に認定された後に、事業所(営業所)に引越管理者講習修了者がいなくなった場合は、引越安心マークも取消されますか?
- A 26. すぐに取消されることはありません。速やかに後任者を配置いただき報告願います。また、速やかな配置ができない場合は、お客様対応責任者が兼任することを報告してください。転勤のある事業者については、出来る限り複数名での配置、登録をお願いします。更新の事業者で、現在、お客様対応責任者が代行している場合は、できるだけ速やかに配置し、ご報告ください。(A21 もご参照ください。)
- Q 27. 引越優良事業者に認定された後、実運送を行っているがGマークを取得していない事業所(営業所)は、その後もGマークを取得しないままでよいですか?
- A 27. 当制度は G マーク取得を前提としておりますので、取得が必要です。引越事業者優良認定の更新時(本年度認定された場合は 2025 年度の更新申請)までに G マークの取得(申請)を求めます。なお、G マーク申請資格のない事業所や、第一種及び第二種貨物利用運送事業者については、更新時も申請時と同様に第5号様式、第6-1号、第6-2号様式の提出が必要です。詳しくは 31~37ページをご参照ください。
- Q 28. 引越優良事業者に認定された後、Gマークを返納し、取下げになった事業所(営業所)が発生した場合、引越安心マークは取消されますか?
- A 28. すぐに取消されることはありません。第 11 号様式「登録事項変更届出書」により変更の届出をお願いします。審査委員会において再審査を行い、その結果に基づき全日本トラック協会の長が決定します。

ただし、登録をしている事業所のうち G マークを認定されている事業所が一つもなくなった場合は、認定基準を満たさないため、即、取消しの対象となります。

Q 29. 引越優良事業者に認定され、その後取消しとなった場合の欠格期間は?

A 29. 虚偽の申請や不正な行為等により申請の却下、審査の中止又は認定の取消しがあった場合は、 その決定がなされた日から起算して2年間、また、認定証、マーク等の不正利用が発覚した 場合は、全日本トラック協会に不正利用が解消されたことを証明する資料が届いた日から2 年間が欠格期間となるため、新たに申請することはできません。

Q 30. 申請や認定の取り下げはできますか?

A 30. できます。申請の取り下げは、認定が発表となる前までに事務局にご連絡ください。 認定の取り下げは、第 10 号様式(返納届出書)と認定証をお送りください。詳しくは認定後 にお配りする「引越優良事業者の皆様へ」に記載します。

Q 31. 全日本トラック協会ホームページへの公表はどこまで掲載されますか?

- A 31. ① 引越サービス名称(申請時に希望があった場合はロゴマーク等)
 - ② 会社又は団体等の名称
 - ③ お客様窓口電話番号
 - ④ 第2号様式で提出された事業所(営業所)の情報(事業所名、住所、電話番号) ※お客様対応責任者等の個人名は掲載いたしません。

なお、事業所(営業所)の名称等を別名称でホームページに掲載を希望される場合には第2号様式の「ホームページ掲載の名称」欄も必ず記入してください。(16ページをご参照ください。)

〈例〉申請名称 ○○運送㈱横浜営業所 → 掲載名称 横浜引越センター ※掲載イメージは 49 ページをご参照ください。

Q 32. 引越優良事業者に認定された後に行われる研修会議にお客様対応責任者が出席できない場合はどうなりますか?

A 32. やむを得ない場合のみ代理の出席者を選任することができます。代理の出席者は責任者に研修会議の内容を報告しなければなりません。出席がない場合には認定取消しとなりますので、 必ずご出席ください。

※代理者に特に資格は必要ありません。

※開催が決まりましたら、お客様対応責任者宛に案内をお送りします。

Q 33. 第 4 号様式の住所(G マーク認定証の住所)を全日本トラック協会のホームページで公開したくないのですが、どうしたらよいですか?

A 33. 全日本トラック協会のホームページに掲載したい住所、電話番号は第2号様式に記入してください。第4号様式と第2号様式の住所、電話番号は一致しなくて結構です。

全日本トラック協会のホームページに掲載したい事業所名は、第2号様式の「全日本トラック協会のホームページ掲載用の名称」欄に記入してください。

掲載したくない場合は、「HPへの掲載不要」と記入してください。

最新の Q&A は全日本トラック協会のホームページに掲載します。最新の Q&A にないご質問については、「申請書作成相談窓口」までお問い合わせください。(詳しくは 10 ページをご参照ください。)

認定後の取扱い

(1) 変更の届出

引越優良事業者が認定の有効期間内に、全日本トラック協会に提出した申請書及び資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに登録事項変更届出書(第11号様式)を提出してください。認定に関する重大な変更の場合は、再審査を行います。

(2) 認定証の再発行

再審査の結果、認定内容の変更を許可された認定事業者に対して、必要に応じ認定証の再発行を行います。また、認定事業者の都合により認定証の再発行を希望する場合は、手数料(1枚1,000円税込)を受けて再発行します。

(3) 認定証等の返納

引越優良事業者は認定が失効するまでの間に、認定証等の返納を申し出ることが出来ます。但し、返納の申し出は後述の(5)認定の取消しを受けた後に行うことは出来ません。詳細については、全日本トラック協会までお問い合わせください。

(4) 認定の失効

引越優良事業者の認定は、次のいずれかに該当する場合には失効します。

- ①有効期間が満了した場合
- ②有効期間内において、一般貨物自動車運送事業の許可又は第一種貨物利用運送事業の登録若しく は第二種貨物利用運送事業の許可による事業者ではなくなった場合
- ③認定の返納の申出がなされた場合

なお、①~③のいずれかに該当することとなった事業者(全ての事業所)は、認定証の返納、マーク及びステッカー(以下認定証等)という。)を撤去し、その使用を中止しなければなりません。

(5) 認定の取消し

以下のいずれかに該当する場合、又は再審査の結果、変更の内容が認定に適当と認められない場合には、当該認定を取消し、全日本トラック協会のホームページ等で公表します。

- ①当該認定を自主返納せず、一般貨物自動車運送事業を廃止、又は第一種貨物利用運送事業又は第 二種貨物利用運送事業を廃止した事実が確認された場合
- ②不正申請等により、当該認定を受けた事実が確認された場合
- ③認定証や認定マークを不正に利用した事実が確認された場合
- ④認定者に認定基準への違反があったと認める場合、認定者に対し、認定基準に適合するよう業務 の改善を通知したにも拘わらず改善が認められない場合(改善報告の期限は1ヶ月)
- ⑤その他、制度の信用を著しく損なう事案が発生した場合

なお、認定が取消された場合、再び認定の取得を希望されても、2年間は新規申請を行うことができません。

(6) 変更等に伴う公表

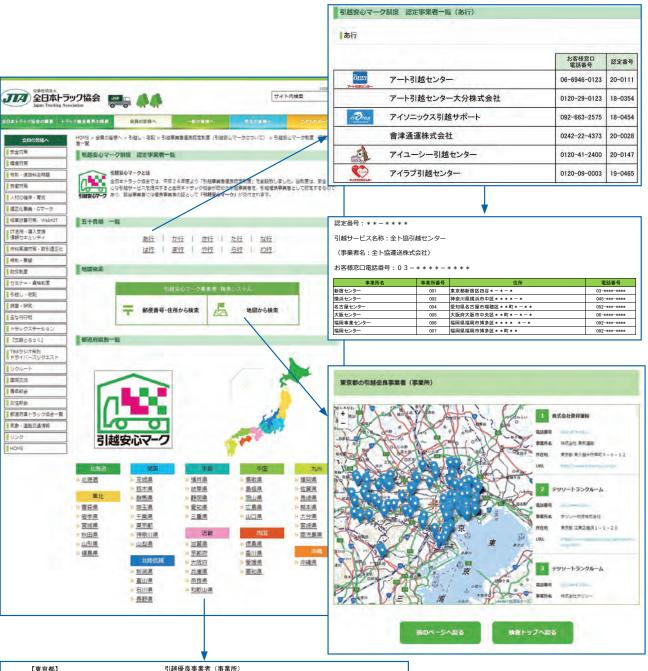
認定内容の変更を許可された者は、全日本トラック協会のホームページで公表します。

(7) 認定の取消し又は返納後の認定証等の取扱い

認定の取消しを受けた、又は返納した者は、

- ①認定証を速やかに全日本トラック協会に返納してください。
- ②認定マーク及び認定ステッカーについて、当該者の責任において、自主的に撤去、廃棄し、その使用を中止してください。

全日本トラック協会ホームページ〔認定事業者一覧〕



	【東京都】 引越優良事業者(事業所) 2021/1/7					
	引越サービス名称	電話番号	事業所名	所在地	事業者(団体)名	
昭島市	セイノースーパーエクスプレス引越セン ター	042-543-3400	西東京引越センター	昭島市田中町3-3-1	セイノースーパーエクスプレス株式会社	
	アート引越センター	03-3896-0123	足立支店	足立区伊興本町1-16-29	アートコーポレーション株式会社	
	アシストライン株式会社	03-5691-1101	アシストライン株式会社	足立区入谷7-5-3	アシストライン株式会社	
	カンガルー引越便	03-5857-7599	足立東支店	足立区入谷6-1-1 足立トラックターミナ ル内	西濃運輸株式会社	
足立区	カンガルー引越便	03-5857-7601	足立支店	足立区入谷7-19-27	西濃運輸株式会社	
ETE	サカイ引越センター	03-5647-2780	東京城西支社	足立区扇2-26-39	株式会社サカイ引越センター	
	サカイ引越センター	03-5647-2780	西新井支社	足立区扇2-26-39	株式会社サカイ引越センター	
	ハトのマークの引越センター 足立西セ ンター	03-3854-2019	足立西センター	足立区入谷7-5-3	大作輸送株式会社	
	岡山県貨物運送株式会社	03-3855-2941	足立支店	足立区入谷6-1-1	岡山県貨物運送株式会社	
板橋区	カンガルー引越便	03-5857-7588	板橋支店	板橋区富士見町4-8	西濃運輸株式会社	
	さくらスマイル引越隊	090-6693-0253	株式会社ロジネットジャパン東日本 板橋営業所	板橋区高島平6丁目1-1	株式会社ロジネットジャパン	
	中越運送株式会社	03-3938-4190	板橋営業所	板橋区高島平6-1-1 板橋トラックターミナル内	中越運送株式会社	
	豊田引越センター	03-3966-0233	本社営業所	板橋区小豆沢1-9-4	豊田運送株式会社	
租城市	アート引越センター	042-377-0123	多摩支店	稲城市百村2114-12	アートコーポレーション株式会社	
	INUI TRANSPORT	03-3686-1254	葛西営業所	江戸川区臨海町3-5-1	イヌイ運送株式会社	
	アート引越センター	03-5659-0123	葛西支店	江戸川区臨海町6-3-4	アートコーポレーション株式会社	
江戸川区	アリさんマークの引越社	03-5661-8110	東京本部	江戸川区松本2-34-6 2F	株式会社引越社	
	アリさんマークの引越社	03-5661-6661	江戸川支店	江戸川区松本2-34-6	株式会社引越社	
	サカイ引越センター	03-5679-1141	東京東支社	江戸川区船堀5-6-2	株式会社サカイ引越センター	
	サカイ引越センター	03-5879-0650	江戸川支社	江戸川区松本1-19-13	株式会社サカイ引越センター	
	サカイ引越センター	03-5679-7060	東京城東支社	江戸川区船堀5-6-2	株式会社サカイ引越センター	
	サカイ引越センター	03-5879-1577	新小岩支社	江戸川区松本1-19-3	株式会社サカイ引越センター	

第2号様式に記載されている情報 を掲載します。

※担当者などの個人名は記載されません。



〒160-0004 東京都新宿区四谷 3-2-5 全日本トラック総合会館 TEL.03-3354-1038 FAX.03-3354-1019 ホームページ https://www.jta.or.jp